

# 情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について …… 2

令和5年6月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

群馬運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年6月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社あおば交通 (法人番号: 3070001002176) 代表者 高嶺 寧規
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県前橋市下石倉町27-2 (前橋営業所) 群馬県前橋市下石倉町27-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和5年3月13日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年6月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

群馬運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年6月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	群馬セイワ観光株式会社（法人番号：9070001011519） 代表者 高橋 朱実
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県高崎市下斉田町字重土薬師410 (本社営業所) 群馬県高崎市下斉田町字重土薬師410
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第94条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年3月16日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 13点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4) 但し書き参照)